



＼ 知っておきたい!! /

消費者
トラブル
& 対処法



愛知県司法書士会

〒456-0018 名古屋市熱田区新尾頭一丁目12番3号

TEL.052-683-6683 FAX.052-683-6288

<https://www.ai-shiho.or.jp/>

2020年12月1日発行

愛知県司法書士会

自分を守るために、 知ることからはじめましょう！

身近で起こりうる消費者トラブルを未然に防ぐためには、
トラブルの内容や手口についての知識を持つことが重要です。
さまざまな被害のケースと対処法を学び、
かしこい消費者をめざしましょう！

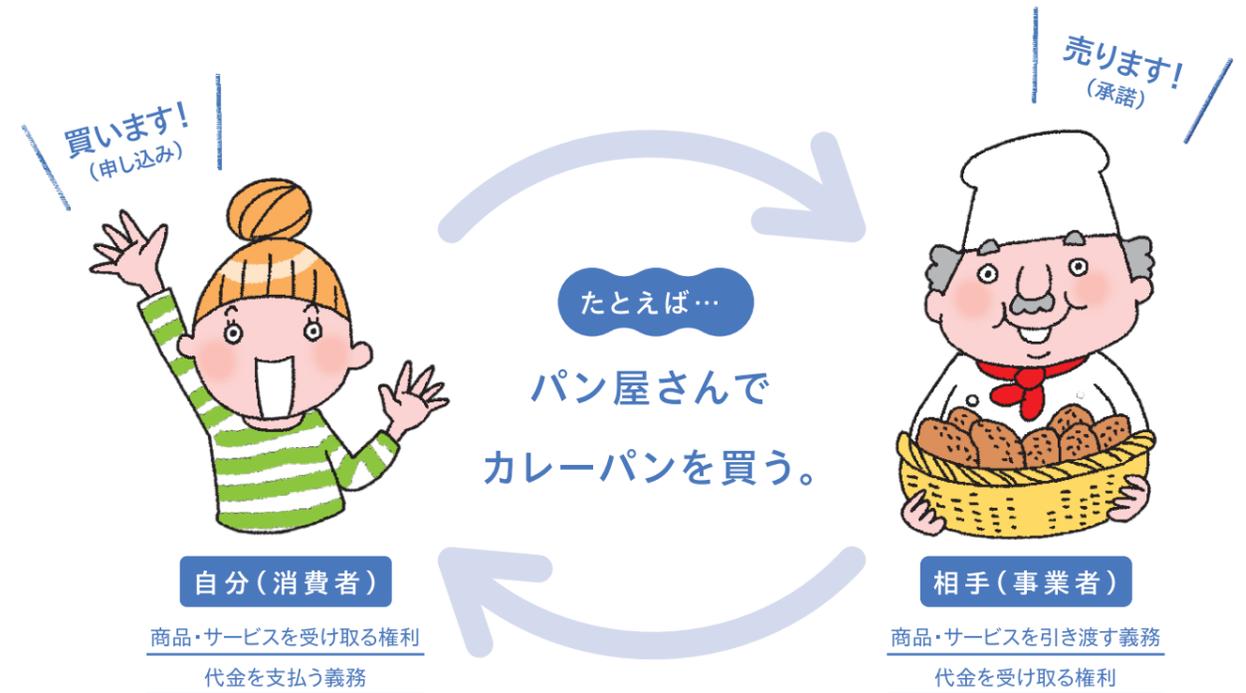


CONTENTS

- 1 「契約」ってなに？ 2
- 2 急増中！ インターネットトラブル 3
- 3 気をつけて！ 悪質な手口 5
- 4 知って安心！ クーリング・オフ 9
- 5 あきらめないで！ 消費者契約法 10
- 6 かしこく使おう！ クレジットカード 11
- 7 お金を借りる前に 12
- 8 債務の支払いに行き詰った場合には 13
- 9 トラブルにあわないために 13
- 10 それでもトラブルにあってしまったら？ 14

1 「契約」ってなに？

契約とは、「申し込み」に対して相手が「承諾」し、その内容が合致した場合にできるお互いの約束を意味します。



他には、こんなことも契約になります！

- ビデオを借りる
- 美容院でパーマをかける
- 友達にマンガをあげる約束をする etc.

契約は、口約束でも成立します。

そのため、後々の争いを防いだり証拠として残すために作成するのが契約書です。

一旦契約を結ぶと、それは自分たちで決めたルールなので、お互いにその内容を守る責任(義務)が生まれます。

お互いの責任(商品を引き渡す⇔代金を支払う)を果たすことでお互いの権利(商品を受け取る⇔代金を受け取る)を守れるのが契約です。

そのため、片方から一方的に契約をやめたり、変更したりすることはできないのが原則です。

未成年者の契約と取消

契約者が未成年の場合には、原則として法定代理人(両親などの親権者または後見人)の同意が必要です。

もし、法定代理人の同意なしに契約をした場合は、契約を取り消すことができます。

この場合、内容証明郵便※を利用するのが確実です。

ただし、次のような場合には取消しができないことがあります。

- ①「親の同意を得ている」と偽った場合
- ②おこづかいなどを使って契約した場合
- ③結婚している未成年者の場合
- ④相手に成年者であると信じさせて契約した場合

内容証明郵便の
詳しい内容は、
P.9へ

※いつ、どのような内容の文書をだれからだれあてに差し出されたかということ、差出人が作成した謄本によって郵便局が証明する制度。

2 急増中！インターネットトラブル

情報収集はもちろん、ゲームやSNS、買物まで…。便利なパソコンやスマートフォンの普及にともない、ネット関連のトラブルが急増しています。アダルトサイトや出会い系サイトだけでなく、動画やアニメサイトが入口となってトラブルにあうケースも増えており、注意が必要です。

新しい手口が次々と出てきています。
その手口と対処法を知って、
トラブルにあわないようにしましょう。



！ ワンクリック請求

ワンクリック請求とは、ウェブページ上のアダルトサイトや出会い系サイト、勝手に送られてきたメールなどに記載されたURLを一度クリックしただけで、一方的に契約が成立したことにされ、多額の料金の支払いを求められるという詐欺です。

アドバイス

- ▶ 請求されるまま支払わない。請求は無視しよう。
- ▶ 相手には絶対に連絡しない。
- ▶ 迷惑メールを開いたり、記載のURLにアクセスしたりしない。
- ▶ 個人を特定したようなおどし文句を真に受けない。



！ インターネット通販

手軽で便利なインターネット通販ですが、代金を支払ったのに品物が届かない、偽物が届いた、注文後に問い合わせや返品をしようとしても業者と連絡が取れない、などのトラブルが多くなっています。

アドバイス

- ▶ 所在地や電話番号、他の利用者の評価など、販売業者の情報をしっかりと確認しよう。
- ▶ 代金の支払い方法が、代金引換やクレジット決済など複数用意されているか確認しよう。
- ▶ 価格が極端に安くないか確認しよう。
- ▶ 返品条件や利用規約を確認しよう。

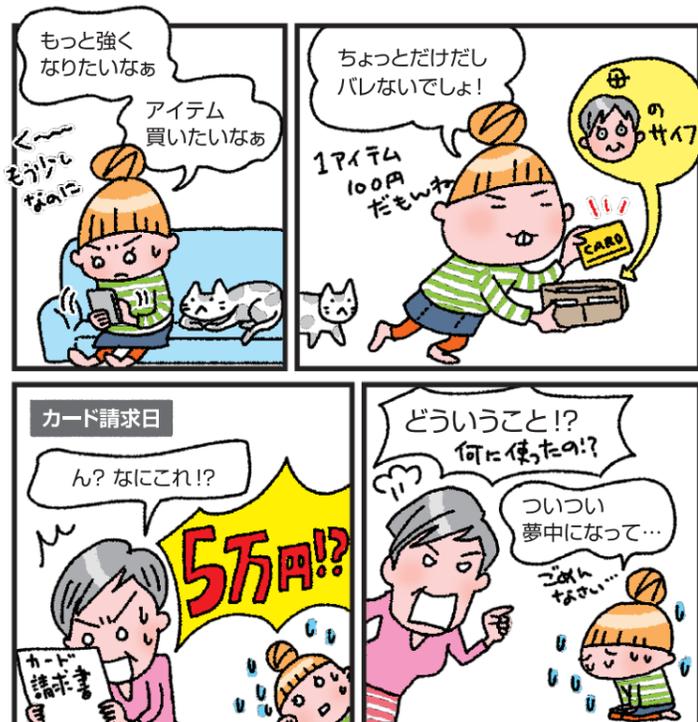


！ ゲーム内課金トラブル

保護者のクレジットカード利用情報が登録されたスマートフォンなどで、勝手にオンラインゲームの課金をしてしまい、身に覚えのない高額な請求をされてから気づく、という事例が増えています。

アドバイス

- ▶ クレジットカードや登録情報を厳重に管理しよう。
- ▶ 子供が利用できる機能の制限を設定したり、課金状況を定期的に確認しよう。
- ▶ オンラインゲームをする上でのルールを親子で話し合おう。



SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)の付き合い方

SNSは便利なツールです。便利で楽しい反面、使い方を間違えるととんでもないトラブルに巻き込まれることもあります。登録した自分の情報が流出してしまったり、SNS上でのやりとりを通じて犯罪に巻き込まれてしまう可能性もあります。顔の見えない相手とのやりとりは十分注意しましょう。また、不用意な投稿によってひぼう中傷にあってしまったり、投稿した文書の内容が自分が意図したと違った形で他人に伝わってしまうこともあります。SNSで投稿することは、街の中で自分の名前を書いたプラカードをかかげて、大声で発言することと同じだと思ってください。友人だけでなく知らない人に見られる可能性もあるということを理解して、節度ある利用を心がけましょう。



3

気をつけて！悪質な手口

若者や高齢者を言葉たくみに勧誘するなど、契約に不慣れな人をターゲットにした悪質商法が増えています。契約についての知識を深め、対処法を家族で話し合っておくことで、万一被害にあいそうになっても冷静に対応しやすくなります。

楽しく簡単にもうかるような
おいしい話はありません。
もうけ話には裏があるという
心構えを持つことが大切です。



！ キャッチセールス

街で「アンケートに答えてほしい」「無料モニター募集」「絵の展示会」と販売目的を隠して声をかけ、きざし店や営業所などに連れて行き、高額な商品やサービスの契約をさせる販売方法です。断っても長時間しつこく勧誘されたり、販売員に囲まれたりして断りにくい状況に陥ります。

アドバイス

- ▶ 路上で声をかけられても、安易にアンケートに答えたり、ついて行かないようにしましょう。
- ▶ 予期しない勧誘の話になったら、はっきり断り、席を立とう。
- ▶ 契約してしまっても、一定の期間内であればクーリング・オフができる。



！ アポイントメント商法

「景品が当たった」「商品モニターに当選した」「いまだけプレゼント」などと言って、メール、電話などで勧誘し、きざし店や営業所などに誘い出して高額な商品やサービスを契約させる販売方法です。「自分は運がいい」と錯覚させる手口のため、当選商法、おめでとう商法などとも呼ばれます。

アドバイス

- ▶ 知らない人に呼び出されても出かけて行かないようにしましょう。
- ▶ いらぬものははっきりと断り、簡単に印鑑を押したりサインをしたりしない。
- ▶ 勧誘員の言葉をう呑みにせず、荷物や上着を預けたりしない。



！ 振り込め詐欺

家族や警察などになりすまして電話をかけ必要な金銭を振り込ませる、医療費などの還付金を装いATMで引き出しではなく振り込みをさせるなど、おもに高齢者を狙った詐欺です。この詐欺にあう人の特徴は、自分だけはだまされないと思い込んでいることです。油断せず、家族と日ごろから対策を話し合っておきましょう。

アドバイス

- ▶ 知らない番号からの電話に出ない。留守番電話を設定しておく。
- ▶ キャッシュカードの暗証番号は絶対に教えない。
- ▶ 振り込め詐欺でよく使われる口実を理解しておく。
- ▶ 家族で合言葉を決めておく。警察を語る場合は実在するかどうか確かめる。

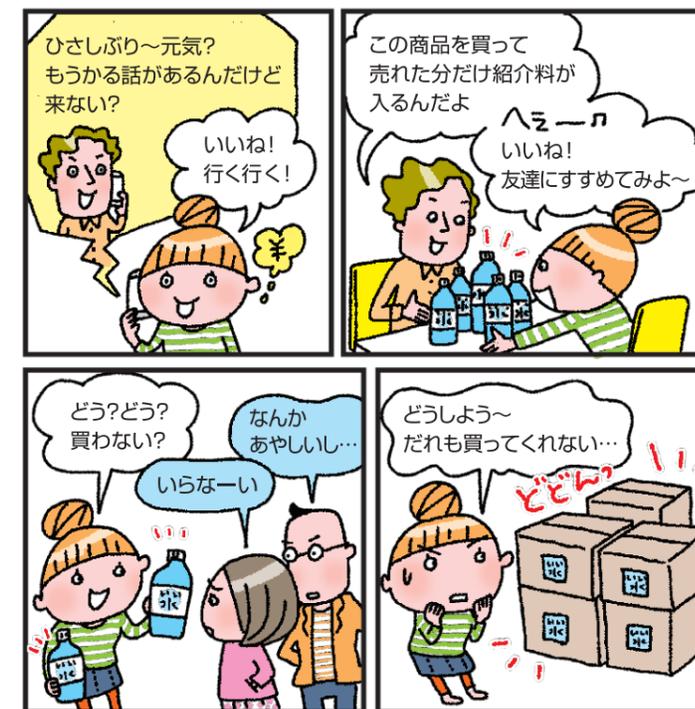


！ マルチ商法

商品を販売しながら会員を勧誘すると、紹介料がもらえるなどと言って、消費者を販売員にして、会員を増やしながら商品を販売していく方法です。最近、メールやLINEなどのSNSでの勧誘が増えています。販売員になっても実際には、思うように会員を増やせず、商品の売れ残りを抱えることが多くあります。

アドバイス

- ▶ 楽に、簡単にもうかるような話をう呑みにしない。
- ▶ 「あやしい」「おかしい」と思ったら、友人であってもきっぱりと断る。
- ▶ ネット上で知り合った人を簡単に信用しない。



3 気をつけて！悪質な手口

悪質商法は新しい手口がどんどん増え、さらに巧妙化しています。

自分だけは大丈夫という思い込みを捨て、いつ被害にあってもおかしくないと自覚して対策することが重要です。

少しでも多くの手口を知り、もし被害にあった場合はすぐに警察や法律家に相談しましょう。

ネズミ講

後から組織に加入した者が支出した金銭を、先に加入した者が受け取る配当組織。「無限連鎖講の防止に関する法律」によって、金銭に限らず有価証券なども禁止された。

現物まがい(預託)商法

和牛や金などの商品・サービスを買わせ、それらを預かり、一定期間経過後に高い利息をつけた価格で買い取るというもの。実際は現物を消費者に引き渡すこともなく、業者が持っているかも疑わしい。

モニター商法

「モニターになれば安く買える」、「モニター料が入る」などと言って高額な商品を買わせる商法。

送り付け商法

商品を一方的に送りつけ、消費者が受け取った以上、支払わなければならないと勘違いして支払うことを狙った商法。福祉目的とうたい、寄付と勘違いさせて商品を買わせることもある。

資格商法

電話で「受講すれば資格が取れる」「もうすぐ国家資格になる」などとしつこく勧誘をし、講座や教材を契約させる。

先物取引商法

地元が同じまたは大学の後輩などと偽って近づき、信用させておいて「金や大豆などの先物は今買っておけば、数年先には相場が上がり、利益になる」といって契約を迫る。

無料商法

「無料招待」「無料サービス」「無料体験」など「無料」をセールストークにして広告やチラシで人を集め、高額な商品やサービスを売りつける。

SF(催眠)商法

「くじに当たった」「新商品を紹介する」と言って人を集め、閉め切った会場で台所用品などを無料で配り、得した気分させ、興奮状態にしておいて、異様な雰囲気の中で最後に高額な商品売りつける。

点検商法

点検に来たと言って来訪し、「ふとんにダニがいる」「白アリの被害がある」「工事をしないと危険」などと、事実と異なることを言って新品や別の商品・サービスを契約させる。

見本工事商法

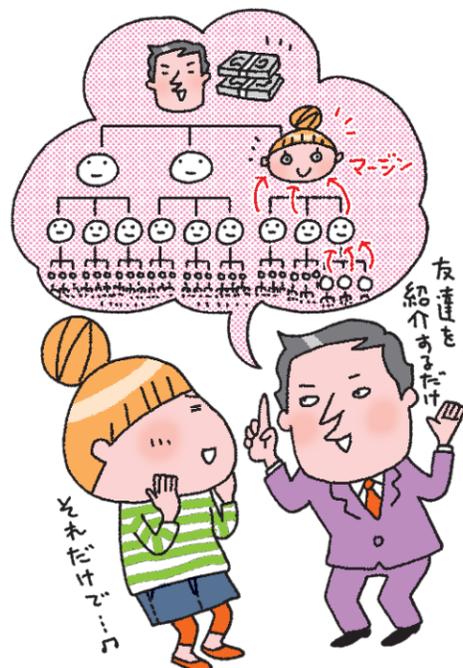
「目立つ場所で宣伝になる」「カタログに写真を掲載させてもらう」など住宅設備関連の商品や工事を特別に安くするような言い方で勧誘し、実際には、ずさんな工事や安全性に問題があるものを売りつける。

内職商法

「在宅サイドビジネスで高収入を」「資格・技術を身につけて在宅ワーク」などの広告で勧誘し、高い材料や機械を売りつけられたり、講習会として高額な受講料を請求されたりする。

デート商法

出会い系サイトなど、偶然をよそおって近づいてきた異性と何度か会ううち、高額な商品を契約させられてしまい、その後相手とは連絡が取れなくなってしまう。



実験商法

試薬などを使い、その商品がいかに効果があるのか実験を見せて、他社の製品が危険・有害であるかのように誤認させて、商品売りつける。

就職(求人)商法

「展示会での販売のお手伝い」「商品宣伝のアルバイト」など、就職(求人)の広告で人を集め、応募者に「仕事に必要な」などと商品売りつける。

展示会商法

「今回限りの特別価格」「案内のはがき持参の方に粗品プレゼント」などといった折込み広告やダイレクトメールで誘い、大げさな説明でしつこく勧誘し商品を買わせる。

継続的役務トラブル

「簡単にやせられる」「成績が上がる」とエステや外国語教室に勧誘し契約させる。実際に試してみないと自分にあっているかわからないサービスに、長期のクレジットを組ませる。

会員権商法

「将来必ず値上がりする」「いつでも利用できる」とゴルフやレジャーの会員権を購入させる。売却したい時に売れず、施設を使いたい時に使えないなど説明と違うことが多い。

二八商法

「資金の2割を出せば、残りの8割を融資する」と株取引を勧誘し、購入資金を出させる。消費者の返金要求には応じず、業者が本当に株の購入をしたのかも疑わしい。

電話勧誘販売

資格取得のための教材をすすめる電話などに、あいまいな返事をすると承諾をしたと解釈されて教材と請求書が届いてしまうことがある。

靈感商法

「宗教活動」に見せかけて相談者に不安や恐怖心を抱かせ、高額なつば、印鑑やきとう料、供養料を払わせる。

未公開株の販売

「上場されれば高値で売れます」と未公開株式を売りつける商法。株式の譲渡に制限が定められており、発行会社から正式な株主と認められなかったり、結局上場されず、株式の売却が難しくなってしまう。

攻略法詐欺

パチンコやパチスロで「だれでも簡単に勝てる攻略法を販売します」と確実にかせげると誤信させて、実現不可能な方法や実効性のない情報を販売する。

かたり商法

もっともらしい制服を着て水道局や消防署などの公的機関からの訪問のように見せかけ、商品を売りつける。たぐみ話術で誤解を生じさせる。

海外宝くじの当選

申し込んでもいないのに、海外の宝くじに当選したかのようなダイレクトメールが送られてくる。同封書類に住所・氏名・クレジットカード番号を記入すると、カードの引き落としが止まらなくなってしまう。

原野商法

利用価値のないような原野を「開発予定がある」「今が安い」と購入させる。開発予定はなく、売ろうとしても売れない場合が多い。

以上のような悪質な手口のターゲットになって、言葉たくみに勧誘され考える間もなく不要な契約をさせられた場合には、契約の解除や申し込みの取消しができる法律があります。クーリング・オフと呼ばれる制度は、いくつかの条件にあてはまる場合に限り、事業者との間で結んだ契約を自分一人で一方的に解除できる権利です。クーリング・オフができない場合でも民法や消費者契約法などほかの法律や裁判制度を利用して解決できることもあります。

クーリング・オフの詳しい内容は、P.9へ

消費者契約法の詳しい内容は、P.10へ

法律は変えることができる？

「押し買い」って聞いたことありますか？「押し売り」という言葉は知っていますよね？例えば、一人暮らしの老人をねらって、たくみに断れないような状況をつくって、強引に高価な布団とかを売ってしまう悪質な手口です。それでは老人がかわいそうだということで、クーリング・オフの対象となる取引に「訪問販売」が定められています。「押し買い」は「押し売り」の逆です。強引に押しつけて何を買うかという、家にある宝石、金とかプラチナです。鑑定するふりをして自宅に入り、例えば時価10万円くらいするような宝石を5,000円だと偽って、言葉たくみに、強引に買い取ってしまう手口です。被害が発生するようになった当時は、「押し買い」はクーリング・オフの対象となる取引には入っていませんでした。「損した。」「だまされた。」と思っても、クーリング・オフの対象取引に定められていなかったため、簡単に契約を取り消すこともできなかったのです。被害が拡大するにつれて、それではいけないということで、クーリング・オフが使えるように取引に「訪問購入」が加わりました。このように世の中の状況、国民の声で法律は変えることができるのです。



4 知って安心！クーリング・オフ

万が一消費者トラブルにあっても、契約を解除したり取り消したりできる場合があります。
クーリング・オフは、一旦契約してしまった場合でも、後で冷静になって契約をやめたいと思えば無条件で解除できる、消費者を守る制度です。

クーリング・オフができる主な取引

取引内容	適用対象	期間
訪問販売	自宅などにセールスマンが来た際の契約	8日間
訪問購入	自宅などに事業者が来た際の買い取り契約	
電話勧誘販売	電話セールスによる契約	
特定継続的役務提供	エステやパソコン教室などの長期・継続的にサービスを受け、支払いを続ける契約	20日間
連鎖販売取引	マルチ商法による契約	
業務提供誘引販売取引	内職・モニター商法による契約	

※通信販売は対象外

注意事項

- ▶クーリング・オフ期間は、一定事項を記載した契約書面を受領した日から換算する。
- ▶化粧品や健康食品など、消耗品の使用分のクーリング・オフは不可。
- ▶自動車、飲食店での飲食、3,000円未満の現金取引、葬儀などのクーリング・オフは不可。
- ▶事業者がクーリング・オフについて虚言・妨害した場合や、契約書面に不備がある場合は、期間が過ぎていてもクーリング・オフの対象となる場合がある。



クーリング・オフの方法

- 1クーリング・オフは書面でおこないます。
- 2取引内容ごとに定められた上記期間内に、ハガキに右記のように記載し事業者宛てに送ります。
- 3ハガキを投かんする前に両面ともコピーをとり、証拠として保管します。
- 4ハガキを投かんする時は、郵便局の窓口で送付記録が残る「簡易書留」か「特定記録郵便」で送ります。(ポスト不可)
- 5ハガキを出した日(消印)が契約解除日になります。
- 6確実な証拠を残したい場合は、内容証明郵便で送付してください。

※クレジット契約をしている場合はクレジット会社にも通知を送ります。
※商品は送り返しません。

内容証明郵便とは

郵便局が「いつ・だれが・だれに対して・どのような内容の郵便を出したか」を証明してくれる郵便です。配達証明書付きであれば、相手にいつ届いたかも証明されます。

ハガキの書き方

うら面

住所 氏名 (元号)〇年〇月〇日

返金手続きを行っていただく。

右記日付の契約は解除します。なお、速やかに商品の引き取り、支払済みの〇〇〇〇円を返金してください。

契約解除通知書

契約年月日 令和〇年〇月〇日

商品名 〇〇〇〇

契約金額 〇〇〇〇円

販売会社名 株式会社〇〇〇

〇〇営業所 担当者〇〇〇氏

おもて面

郵便はがき

〇〇〇〇〇〇

株式会社〇〇〇

〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇〇〇様

5 あきらめないで！消費者契約法

消費者契約法とは、事業者と消費者が契約する際に、消費者の利益が不当に害されることがないように定められた法律です。
消費者(個人)と事業者の間に結ばれるすべての契約(労働契約を除く)が対象となります。
事業者の勧誘に問題があって、消費者が困惑したり、内容を誤解したまま不利な契約を結んでしまった場合、あとから契約の申込みを取り消すことができるほか、消費者の利益が不当に害される契約条項のうち一定のものについてはその条項を無効とすることができます。

契約の申込みを取り消しできる期間

取り消しできる期間は、「誤解に気がついたとき」や「困惑状態から脱したとき」から1年以内※、または「契約したとき」から5年以内です。

※2017年6月2日以前の契約は6ヶ月以内

「取り消し」できる場合

事業者の不適切な勧誘などにより、契約を申し込んでしまったときは取り消せます！

- 事業者が契約の重要な内容についてうそを言い、それを信じて契約してしまった。
- 事業者がうまい話だけを言い、都合の悪い話を隠していたために、誤って契約してしまった。
- 「確実に値上がりする」など将来不確実なことを確実であるかのように言われて、契約してしまった。
- 訪問販売で「帰って欲しい」と言ったのに、帰ってくれなかったために、困惑して契約してしまった。
- 店舗や展示会場などで「帰りたい」といったのに、帰してくれなかったために、困惑して契約してしまった。
- 事業者が高齢者の判断能力の低下につけこんで、通常では考えられない程の大量の商品を売りつけていた。*

※2017年6月3日以降の契約のみ



注意事項

- ▶取り消しできる期間が限られているので、事業者の不適切な行為により契約を結んでしまった場合には、早めに取り消しの通知をするようにしましょう。
- ▶悪質な事業者も少なくないため、安易に事業者に連絡をして二次被害を受けるケースもあります。早めに法律専門家や消費生活相談員などに相談してください。

不当な契約条項の無効

有効に成立した契約でも、以下のような特約(契約条項)は無効になります。

- 事業者が損害賠償の責任を一切負わないとする特約
- いかなる場合であっても事業者の損害賠償の責任を一部に制限する特約
- 契約後のキャンセルが一切できないとする消費者の解除権を制限する特約
- 法外なキャンセル料や違約金を定めた特約
- 遅延損害金について年利14.6%を超える部分
- その他消費者の利益を一時的に害する条項



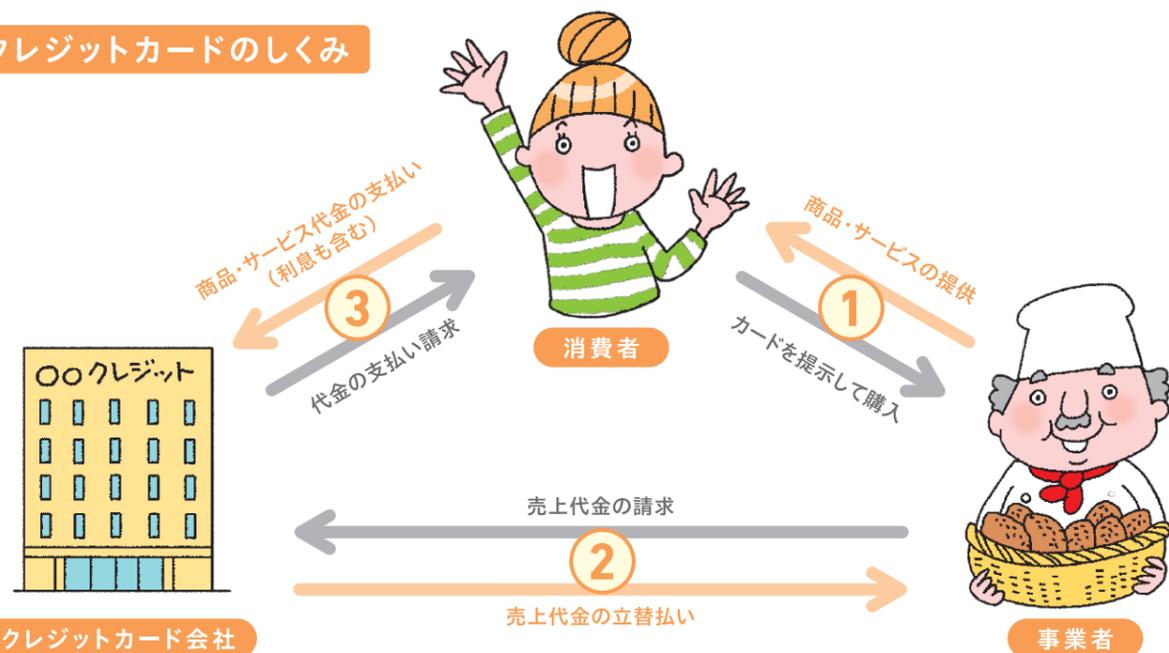
契約するときにやっておくべきこと

- ▶勧誘や契約締結の際に事業者の用いた説明資料などはもらって保管しておく。(ただし、やむを得ず事業者に回収される場合は、コピーをもらうか、説明されたポイントをメモしておくこと。)
- ▶事業者の説明と契約の内容に違いがないかを契約書にサインする前に確認する。
- ▶契約書は捨てずにとっておく。
- ▶高額な契約は契約書を作ってもらおう。
- ▶「契約する時」は、第三者に立ち会ってもらおう。

6 かしく使おう！クレジットカード

クレジットとは「信用」という意味。クレジットカードは消費者の信用のもとに発行され、一旦、クレジットカード会社が立替払いをして、後から返済する(後払い・つけ払いができる)というシステムです。手元に現金がなくても買物ができる便利なシステムですが、クレジットでの買物は「借金」という認識を持っておくことが大切です。

クレジットカードのしくみ



代表的な支払いの種類	適用対象
翌月一括(1回)払い	商品などを購入した翌月に一括して支払う。一般に手数料はかからない。
分割払い	商品の金額を考りよし、支払い回数と月々の支払い額を決めて支払う。利用金額や支払回数に応じた手数料がかかる。
リボルビング払い(リボ払い)	月々の支払金額を一定額または一定率に決めておき、その額を支払っていく。手数料がかかる。

借金という契約では、借りた人には、「借りたお金(利息がある場合は利息も含めて)を返す」という責任があります。使う場合には、自分にその借金を返す責任が果たせるのかを考える必要があります。

注意事項

- ▶ カードを持つのは必要最低限の枚数にしましょう。
- ▶ カードの支払い用口座の残高に注意し、計画的に利用しましょう。
- ▶ カードは名前を含め、絶対に他人に貸してはいけません。
- ▶ インターネット上でカードを使用する場合は、信頼できる業者であることを確認しましょう。
- ▶ カード署名欄には必ずサインし、紛失した場合はすぐに届け出ましょう。

分割払いやリボルビング払いには、年10%台もの高い金利手数料がかかります。また、クレジットカードについている「キャッシング機能(現金を借りる機能)」には、消費者金融などと同じく高い利息がつきます。クレジットカードを使う時は「借金」をしているという意識を持ち、無理のない買物をしましょう。

7 お金を借りる前に

お金を借りる際に発生する「利息」、「保証人」などの制度をきちんと理解しましょう。安易な判断は、後から債務などを抱えることとなります。

「利息」とは 貸し借りしたお金に対して支払う対価のこと

消費者金融、クレジットカードのキャッシング、銀行カードローンの利率は「利息制限法」という法律で年利15~20%という上限が定められています。そのため、例えば50万円を3社から借りた場合は、借りたお金とは別に年に約27万円(月に2万円以上)の利息を支払わなければなりません。また、毎月の返済が2回以上滞った場合、従来の利息とは別に「遅延損害金」が加算され、借金残金の一括請求通知が届きます。返済が困難になったときは、速やかに弁護士か司法書士に相談するようにしましょう。電子メールやインターネット、電柱の張り紙などで勧誘を行う業者は、いわゆるヤミ金(法外な利息とひどい取り立てを行う違法業者)であることが多いので、絶対に関わらないようにすること!

「保証人」とは お金を借りた人がお金を返せなくなったときに、代わりに返さないといけない人

たとえ親族であっても、自分が代わりに借金を返せることができるかを考えてから保証人になるようにしましょう。「連帯保証人」は、「保証人」よりもさらに責任が重く、お金を借りた人がお金を払える状況であったとしても、お金を貸した人から請求があれば支払わなければなりません。

気軽に
保証人になるのは
大変危険です!



奨学金とは?

奨学金の制度を利用して進学することはよくあることです。でも、奨学金って進学するためにお金を借りるのでしょうか?それとも、もらうのでしょうか?実は、奨学金制度と言っても色々な種類があります。中でも知っているのは「貸与型奨学金」です。文字どおりお金を借りるタイプの制度で、学校を卒業したあとに返済がはじまります。返済がはじまる???そうなんです。奨学金はご両親が借りるものではなく、学生自身が借り入れるものなんです。自分の希望をかなえるために利用する奨学金ですから、どんな制度なのか内容をちゃんと理解して利用することが大切です。



8

債務の支払いに行き詰った場合には

多額の借金を抱え、支払いに行き詰ってしまった場合に債務を整理するには、以下のような方法があります。

任意整理

裁判所を利用せず、司法書士や弁護士が債務者(お金を借りた側)の依頼を受けて、債権者(お金を貸した側)との間で、返済方法についての交渉を行う方法。利息制限法で利息を計算しなおし、返済金額や返済期間を新たに決め直します。

特定調停

分割返済を目的とし、簡易裁判所に調停を申し立て、裁判所の調停委員の協力を受けて債権者と交渉します。

個人民事再生手続

原則3年間、最長5年間で法律の定める一定の金額について分割返済の計画を立て、この返済計画が裁判所で認められれば残りの債務が免除されます。

自己破産・免責手続

裁判所に破産・免責の申し立てをし、債務者の財産の清算を行い、最終的には債務の免除を受けて債務者の生活の再建を目指す手続。同時に免責許可の申し立てをし、免責許可決定を受けた場合には債務が免除されます。



9

トラブルにあわないために

消費者トラブルは多様化していますが、正しい知識と対処法を知ることで、未然に防ぐことや、万が一の場合にも冷静に対応できるようになります。毎日安心して暮らせるように、ぜひ覚えておいてください。

「NO!」と言う
勇気を持つ

あやしいもうけ話には
乗らない



個人情報を
簡単に教えない

必要になってから
買えばいい

タダほど高いものはない!

わたしたち「司法書士」にお気軽にご相談ください。

司法書士は、専門的な法律の知識によって、皆さまの財産や権利を守るお手伝いをしています。「身近な暮らしの中の法律家」として、皆さまの街でも業務を行っている司法書士がいます。どこに相談したら良いだろう?と迷ったら、一度訪ねてみてください。きっとお役にたてるはずです。



10 それでもトラブルにあってしまったら?

とりあえず、
悩んでないで
相談しよう!!

**【名古屋市】
名古屋総合相談センター**
TEL.052-683-6686

【電話予約】
月曜日から金曜日
10:00~15:00
(祝日・夏季休暇・年末年始を除く)

**【岡崎市】
西三河総合相談センター**
TEL.0564-58-0318

【電話予約】
月曜日から金曜日
10:00~12:00/13:00~15:00
(祝日・夏季休暇・年末年始を除く)

**【豊橋市】
東三河総合相談センター**
TEL.0532-54-5665

【電話予約】
月曜日から金曜日
10:00~15:00
(祝日・夏季休暇・年末年始を除く)

**【一宮市】
一宮総合相談センター**
TEL.0586-28-4838

【電話予約】
月曜日から金曜日
10:30~12:00/13:00~15:00
(祝日・夏季休暇・年末年始を除く)

**【半田市】
半田総合相談センター**
TEL.0569-32-8896

【電話予約】
月曜日から金曜日
10:00~12:00/13:00~16:00
(祝日・木曜日・夏季休暇・年末年始を除く)

インターネットでは、365日24時間予約を受け付けています。
<https://www.ai-shiho.or.jp/contact/consultation/>